

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 回相模原市介護保険制度改正に係る実務者等懇談会				
事務局 (担当課)		高齢政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 5 4 (直通)				
開催日時		平成 2 6 年 5 月 2 8 日 (水) 午後 2 時 5 分 ~ 4 時 3 0 分				
開催場所		相模原市民会館 2 階 講習室				
出席者	委員	1 0 人 (別紙のとおり)				
	その他	-				
	事務局	1 4 人 (保険高齢部長、高齢政策課長、他 1 2 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	-
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会及び委員紹介 2 議題 ( 1 ) 第 5 期高齢者保健福祉計画の目標達成基本指標の進捗状況について ( 2 ) 介護保険制度改正について ( 3 ) 高齢者等実態調査の結果について ( 4 ) 第 6 期高齢者保健福祉計画の策定体制等について ( 5 ) その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 開会及び委員紹介

### 2 議題

#### ( 1 ) 第 5 期高齢者保健福祉計画の目標達成基本指標の進捗状況について

第 5 期高齢者保健福祉計画の目標達成基本指標の進捗状況について、事務局より説明を行った。

特別養護老人ホームは整備されている一方、定員数に応じた職員数が配置されておらず定員未満の入所者数しか受け入れられない施設が一部ある。

入所者数が定員を満たしていない施設が一部あることは把握している。

介護保険施設が整備されたとしても、施設は職員を確保できないことがある。来年度以降、介護人材の確保策について検討する必要があるのではないか。

当市としては介護人材の確保について取り組んでいるところであり、その点を御理解いただきたい。

通所介護事業所がマンションに居住している利用者を送る際、マンションの玄関で利用者を降ろし、利用者の家族に引き渡せないことがあるため、家族がマンションの前で待っているなどの御協力いただければ、と思う。

御指摘をお伝えする機会があれば、発信していきたい。

特別養護老人ホームの入所待機者数の目標について、特別養護老人ホームへの入所を待機している要介護 4 及び要介護 5 の人数として設定するならば 0 は適切ではない。市外からの転入等があるのだから、入所待機者は 1 年以内に入所できるなどの目標がより現実的ではないか。

御指摘については計画を策定していく中で検討したい。

介護関係の専門学校等に対し市から補助金を支出し、その学生を介護人材として確保するなど新規の施策を行う必要がある。

通所介護及び通所リハビリテーション利用者の要介護状態区分の改善について、インセンティブを付与するべきである。

#### ( 2 ) 介護保険制度改正について

介護保険制度改正について、事務局より説明を行った。

予防通所介護は総合事業に移行する一方、通所リハビリテーションについては予防給付のままである。両サービスとも類似したサービスを提供していることがあるため、予防通所介護が総合事業へ移行し、通所リハビリテーションが予防給付を維持することが利用者にとってはたしていいことなのか。また、補足給付の要件の確認として行う預貯金の確認については、利用者に対し事前に説明する必要があるのではないか。

予防通所介護と予防訪問介護の総合事業への移行については経過期間が設けられており、平成29年4月までに総合事業を開始することとされている。本市における移行年度については第6期高齢者保健福祉計画で定める。補足給付の要件の確認として行う預貯金の確認については、要介護認定等の申請時に通帳のコピーを添付していただき確認することになっている。

補足だが、予防通所介護と予防訪問介護以外の介護予防サービスは従前のとおり予防給付に位置づけられる。予防通所介護と予防訪問介護の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）への移行については、既存のサービスによる身体介護等が必要な利用者や、生活支援サービスのみ必要な利用者がいることなどを踏まえ、本市における利用の状況を分析し、地域の担い手を総動員し、総合事業に移行していきたい。移行に当たってはモデル事業等を行いたいと考えている。

サービス提供の計画作成についてもう少し専門職が関与できれば、より利用者が望むサービスを位置づけられると考えている。また、世帯分離について真に申告している人がいる一方、金銭的負担を考慮し申告している人がいるため、公平性を確保してほしい。

当市は世帯分離について被保険者に指導しておらず、被保険者は家庭の事情によって行っているところである。今回の見直しでは世帯分離をしても配偶者の所得を勘案する仕組みになっている。

二次予防事業の生活リハビリ相談事業の実施人数は1年間を通しての人数であるならば、二次予防事業対象者把握数と比較し少人数ではないか。

市は65歳以上の5歳刻みの方にチェックリストを発送し、受け取った高齢者は記入及び返送し、市が集計を行うことで二次予防事業対象者を確認している。地域包括支援センターにはリハビリの専門職が配置されておらず、チェックリストを受け取った高齢者はチェックリスト記入前にリハビリの専門職に相談することができないため、相談等の窓口を設けることで二次予防事業対象者の把握をより着実に行うべくこの取組をしている。

この事業を通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所に委託することは検討しているのか。

現在は検討していない。リハビリ等専門職の知識を生かし、どのような手法を取り入れれば一次予防事業や二次予防事業を分け隔てなく提供できるか考えていきたい。その際、通所リハビリテーション事業所等に御案内し、普及啓発をすることは考えられる。

予防通所介護と予防訪問介護の総合事業への移行について、市はいい方向に向かうのか否か、どのように考えているのか。また、現状、地域包括支援センターは多忙であるが、地域ケア会議が実施できるのか。

当市は総合事業準備のための調査をしている段階であるため、予防通所介護と予防訪問介護の総合事業への移行がいい方向に向かうのか否かについて現時点で言及できない。地域包括支援センターの多忙についてはセンター間で差異があると考えており、調査を行い、忙しい業務内容を総合的に判断したい。地域ケア会議は法律で定められることになるので、地域包括支援センターにとって負担にならないよう実施していきたい。

福祉用具や住宅改修について介護保険制度の改正はあるのか。

福祉用具に係る見直しについては厚生労働省で別途検討会などを設けており、その動向を注視していきたい。住宅改修については本市では既に受領委任払いを行うことができるが、全国的に償還払いしか利用することができなかった。見直しによって全国的に利用者が支払い方法を償還払いと受領委任払いから選択できることになる。

### (3) 高齢者等実態調査の結果について

高齢者等実態調査の結果について、事務局より説明を行った。

この資料から特別養護老人ホーム入所のニーズについて理解できるが、現場の職員としては入所希望者が減ってきていると感じており、他の介護保険サービスが充実してきているのであれば第6期高齢者保健福祉計画に特別養護老人ホームの整備を位置づけることは市民ニーズに適切ではない。

従来型特別養護老人ホームとユニット型特別養護老人ホームは入所者の金銭的負担が異なるため、従来型特別養護老人ホームとユニット型特別養護老人ホームを分けて整備計画を決定しなければならない。

介護老人保健施設の入所者のうち8割から9割の入所者が特別養護老人ホームの入所待機者である。そのため、介護老人保健施設と特別養護老人ホームは会

議等を通じ連携していかなければならない。

要介護1及び2の者であっても、認知症を有するものがあるため、特養入所の特例については確たる整理が必要である。

要介護者の親族が遠方に居住している場合、親族は要介護者をすぐに受け入れてくれる施設を探してしまうが、要介護者の状態像や施設の特徴を考慮し入所を決定してほしいと伝えている。

地域包括ケアシステムを構築することができれば、単身高齢者や認知症高齢者であっても自宅で看取りを行えると考えている。高齢者が安全に安心して生活できるよう、医療について次回以降皆さんから御意見をいただければと思う。

地域包括ケアシステムにおいて住まいは重要な位置づけであり、住まいを提供している業者に対し地域包括ケアシステムの一翼を担う存在であることを意識付けしていくことが重要である。

老老介護の世帯に対して問題を抱えた子どもが一人で支援していることなどがあり、要介護者への支援の実態を次回の高齢者等実態調査において調査すれば、現行とは違った支援のあり方が検討できると考えている。

#### (4) 第6期高齢者保健福祉計画の策定体制等について

第6期高齢者保健福祉計画の策定体制等について、事務局より説明を行った。

家族が医師から説明を受けている間の認知症高齢者付き添いボランティアの配置などが進んでおらず、認知症施策の推進について地域の連携を含めてより手厚い施策を展開していただきたい。

第6期高齢者保健福祉計画の策定に当たっては、サービス付き高齢者向け住宅などは当然であるが、民間賃貸住宅を活用した高齢者向け住まいに係る施策を考慮し、高齢者居住安定確保計画と連携をしてほしい。

#### (5) その他について

質疑、意見なし。

相模原市介護保険制度改正に係る実務者等懇談会  
委員出欠席名簿

	氏名	所属等	出欠席
1	入原 修一	公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会	出席
2	上田 幸雄	公募市民	出席
3	小野澤 和美	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	出席
4	金森 毅	公益社団法人 神奈川県理学療法士会	出席
5	瀬間 末明	相模原市介護老人保健施設協議会	出席
6	外塚 壮	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会	出席
7	土田 恵津子	友知草の会	出席
8	橋本 美智子	公益社団法人 神奈川県看護協会相模原支部	出席
9	早田 栄	さがみはら介護支援専門員の会	出席
10	平塚 誠	公募市民	出席

(敬称略、50音順)